

駐車場整備地区（周辺地区）

商業地域、近隣商業地域及びこれらの周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について指定しています。

この区域において、一定規模以上の建築物の新築・増築を行う場合、条例により駐車施設の付置が義務付けられます。

呉市建築物における駐車施設の付置等に関する条例

	駐車場整備地区・商業地区・近隣商業地区				周辺地区		1台当りの 駐車マス面積
	特定用途 ^{※1}		非特定用途 ^{※2}		特定用途 ^{※1}		
	対象となる 建築物規模	駐車施設数 の算定基準	対象となる 建築物規模	駐車施設数 の算定基準	対象となる 建築物規模	駐車施設数 の算定基準	
駐車施設の 付置基準	1,000m ² を超えるもの	150m ² に1台	2,000m ² を超えるもの	450m ² に1台	2,000m ² を超えるもの	150m ² に1台	幅2.3m×奥行5m 幅3.5m×奥行6m (車いす用)
荷さばき用 駐車施設の 付置基準	2,000m ² を超えるもの	百貨店その他 の店舗部分	3,000m ² に1台		3,000m ² を超えるもの	5,000m ² に1台	幅3m×奥行7.7m 有効高さ3m
事務所部分		5,000m ² に1台					
倉庫部分		1,500m ² に1台					
その他の 特定用途部分		4,000m ² に1台					

※備考

- ・ 附置数全てを幅 2.3m×奥行 5m 以上とする
- ・ 6,000m² 未満の場合、附置数を軽減
- ・ 附置数のない数で1台以上の車いす用駐車マスを特定用途に義務付け
- ・ 荷さばき用終車マスは附置数の内数で設置し、敷地面積 1,000m² 以下の場合には免除

※1 特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※2 非特定用途：特定用途以外のもの